

職員の再就職に関する自粛要請について（案）

職員の再就職先を確保する目的で意図的に本市業務を外部委託したのではないかという市民からの疑念を排除するため、職員等（職員基本条例第 47 条第 1 項に規定する職員等をいう。以下同じ。）及び本市業務を受託しようとする者に対して、次のとおり要請してはどうか。

- 1 本市事業を受託した法人その他の団体（職員基本条例第 47 条第 1 項に規定する法人その他の団体を除く）が実施する受託事業に従事するため、当該法人等へ職員等が再就職しようとする場合、事前に人事監察委員会の承認を求めること。
- 2 人事監察委員会の承認が得られない場合には、職員等は当該法人その他の団体への再就職を自粛すること。
- 3 大阪市人事監察委員会の承認が得られない場合には、受託業務を実施しようとする者に対して職員等の採用を自粛するよう要請すること。